

平成29年度私立大学等経常費補助金の拡充に係る緊急要望

日本私立大学団体連合会
会長 鎌田 薫
副会長 大沼 淳
黒田 壽二
村田 治
吉岡 知哉

私立大学等の経常的経費に対する補助割合は、昭和55年度（29.5%）をピークに減り続け、平成27年度は9.9%となり、ついに10%を切るに至った。

昭和50年に成立した私立学校振興助成法では、1）教育条件の維持及び向上、2）学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、3）私立学校経営の健全性の向上、という三つの目的を達成すべく、制定時の付帯決議において、「速やかに2分の1とする」とされていた。

私立大学は現在、わが国の学部学生の約8割を育成しており、「15年後には労働力人口に占める大卒者の割合は約70%となり、そのうちの7割以上が私立大学卒業者と予想される」「私立大学に対する公財政支出がもたらす経済的・社会的効果は、公財政支出額の10倍に上る」との調査統計結果がある。また、OECDが2012年に実施した「国際成人力調査（PIAAC）」の結果は、日本の高等教育の質が高いことを示しており、私立大学がこれまでに果たしてきた役割、これからも果たしていかなければならない役割、責任は揺るぎないものである。

教育に係る経費は、わが国の持続的発展のための社会的コストであり、公財政支出によるその充実は国家の責務である。OECDが指摘するように、「教育に対する公財政支出が今後どのように変遷するかは、『教育が経済危機からの復興及び経済・社会の発展においてどの程度貢献できるのか』に対する政府の認識による」といえる。

平成27年度の経常的経費に対する補助割合が、私立学校振興助成法制定前の昭和46年度と同水準となった現状を受け、私立大学関係者は平成28年度以降に対する憂慮の念を強く抱くとともに、現状は上記三つの目的が蔑ろにされているといっても過言ではないとの共通認識を持つに至った。

ここに、私立大学関係者の総意をもって、以下の視点に基づいた「私立大学等経常費補助金の拡充」を強く要望する。

記

1. 私立大学等の経常的経費に対する公財政支出の補助割合の低下は、高等教育の機会均等、拡大や維持はおろか、その縮小をもたらす。
2. 私立学校振興助成法に基づく私立大学等経常費補助金の充実なくして「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「私立学校経営の健全性の向上」は実現し得ない。また、私立大学による授業料や人件費を抑制する自助努力だけでは、さらなる高等教育機会の拡大、教育研究の充実は立ち行かない。
3. 私立大学に対する公財政支出の低位性、さらに国私間に存在する学生一人当たりの公財政支出1.3倍という不合理な格差の現状がそのまま放置され続ければ、「学生等に係る修学上の経済的負担の軽減」もまた危殆に瀕することとなる。

以上